

平成24年第2回
利根町議会定例会会議録 第5号

平成24年6月13日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	新井邦弘君	8番	井原正光君
2番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
3番	船川京子君	10番	若泉昌寿君
5番	守谷貞明君	11番	白旗修君
6番	坂本啓次君	12番	五十嵐辰雄君
7番	高橋一男君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山	務君
総務課	長	師岡昌巳	君
企画財政課	長	秋山幸男	君
税務課	長	坂本隆雄	君
まちづくり推進課	長	高野光司	君
住民課	長	木村克美	君
福祉課	長	石塚稔	君
保健福祉センター	所長	岩戸友広	君
環境対策課	長	蓮沼均	君
保険年金課長兼国保診療所事務	長	鬼澤俊一	君
経済課	長	矢口功	君
都市建設課	長	飯塚正夫	君
会計課	長	菅田哲夫	君
教育	長	伊藤孝生	君
学校教育課	長	福田茂	君
生涯学習課	長	石井博美	君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	記 雑 賀 正 幸
書	記 飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 5 号

平成24年6月13日(水曜日)

午前10時開議

- 日程第1 議案第27号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第2 議案第28号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第3 議案第29号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第4 議案第30号 平成23年度利根町一般会計補正予算(第8号)の専決処分について
- 日程第5 議案第31号 平成23年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第6 議案第32号 平成24年度利根町一般会計補正予算(第1号)の専決処分について
- 日程第7 議案第33号 利根町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第34号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第35号 利根町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第36号 利根町暴力団排除条例
- 日程第11 議案第37号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行及び外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第12 議案第38号 利根町都市計画審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第39号 平成24年度利根町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第14 請願第3号 東海第二原子力発電所の再稼働を認めず、廃炉を求める意見書提出を求める請願
- 日程第15 常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第27号

日程第2 議案第28号

日程第3 議案第29号

日程第4 議案第30号

日程第5 議案第31号

日程第6 議案第32号

日程第7 議案第33号

日程第8 議案第34号

日程第9 議案第35号

日程第10 議案第36号

日程第11 議案第37号

日程第12 議案第38号

日程第13 議案第39号

日程第14 請願第3号

日程第15 常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

午前10時00分開議

議長（五十嵐辰雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議長（五十嵐辰雄君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

放射能等災害対策特別委員長から、委員会審査報告書が提出されております。その写しをお手元に配付してあります。

ここで企画財政課長から発言を求められておりますので、これを許します。

企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） おはようございます。

議会初日の議案第30号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分についての説明の中で、訂正をしていただきたいことがございますので、申し上げます。

10ページでございます。

歳入でございますが、款14県支出金、目3衛生費県補助金で補助率を事業費の「2分の1」とご説明申し上げましたが、事業費の「30%」でございますので、ご訂正をお願いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第1、議案第27号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第27号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第27号は原案のとおり承認することに決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第2、議案第28号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第28号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第28号は原案のとおり承認することに決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第3、議案第29号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第29号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第29号は原案のとおり承認することに決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第4、議案第30号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてを議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第30号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり承認することに決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第5、議案第31号 平成23年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第31号 平成23年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり承認することに決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第6、議案第32号 平成24年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてを議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

10番若泉昌寿君。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

10番（若泉昌寿君） 1点のみ、参考のためにちょっと質疑をさせていただきます。歳出の7ページで質疑をさせていただきます。

つくば市に対する災害見舞金50万円ですが、本当につくば市は今回の竜巻で大きな被害をこうむりまして大変お気の毒だなと思っております。そこで、その50万円というのは、各周りの自治体と相談しながら決めるのか、それとも利根町単独で決めるのか、そういう点で参考のためにちょっとお伺いしておきたいと思えます。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、若泉議員のご質問にお答えいたします。

県南町村会的美浦村の中島村長、阿見町の天田町長、河内町の野高町長と私と4名で県南町村会の首長同士で話し合っ、いろいろな意見は出たのですけれども、つくば市ばかりでなくて常陸大宮市の三次市長のところとか、そのほかにもという話も出たのですけれども、やはりつくば市が一番被害が大ききようで、つくば市のみ50万円で統一しようということ決定し、今回の50万円の義援金になったといういきさつでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） よくわかりました。

今の町長の答弁ですと、町村の首長で決めたということですが、当然、龍ヶ崎市とか取手市とか守谷市あたりもお見舞金を出していると思えますが、ということは町村は50万円出していますけれども、もしわかりましたら龍ヶ崎市とか取手市とかその辺の見舞金はどうなのか。やはり市の方が余計出すのか、それがわかりましたら、わからなかったら結構です。わからなければいいですよ。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 県南ばかりでなくて、いろいろ市町村ばらばらなのですよ。稲敷市と龍ヶ崎市の義援金を参考にして、今回の4町村で50万円と決定して義援金をお届けしたといういきさつがあります。

議長（五十嵐辰雄君） ほかに質疑ですが、8番井原正光君。

〔8番井原正光君登壇〕

8番（井原正光君） おはようございます。財産売払いのことでスーパー堤防内の町有地を売り払ったということですが、この単価、面積、そして売った後の土地利用はどのように利用されているのか、その辺の全体的なスーパー堤防の計画、それも含めてお聞かせいただきたいと思えます。

議長（五十嵐辰雄君） ただいまの井原正光君の質疑でございますが、議案第32号には質疑要件たるものは議案に入っておりません。

8番井原正光君。

8番（井原正光君） この前の説明で、スーパー堤防内の土地を国に売り払ったという説明があったのですよ、1,178万8,000円。ですから、これの単価、面積、その辺、あとはどういうように国でもって使われるのか。あれは町内に存する土地、国で事業をやっているのですけれども、その辺をお聞かせくださいと言っているんです。なぜ、議長、違うのですか。何でだめなの。何で単価や面積を聞いてだめなんですか、議長。私は議長に聞きたいですよ。

議長（五十嵐辰雄君） 井原正光君にお答えします。

ただいまの質疑要件でございますが、この議案の中にはそのことは記載がございません。

8番（井原正光君） わかりました。改めて聞きます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第32号 平成24年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第32号は原案のとおり承認することに決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第7、議案第33号 利根町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第33号 利根町職員定数条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第8、議案第34号 利根町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第34号 利根町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第9、議案第35号 利根町公共施設の暴力団排除に関する
条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第35号 利根町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第10、議案第36号 利根町暴力団排除条例を議題とします。暫時休憩します。

午前10時20分休憩

午前10時33分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本案に対しては、井原正光議員外7名から、お手元に配りました修正の動議が提出されております。これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

提出者、利根町議会議員井原正光君。

〔8番井原正光君登壇〕

8番（井原正光君） 議案第36号 利根町暴力団排除条例案に対する修正動議を提出いたします。

平成24年6月13日

利根町議会議長 五十嵐辰雄様

提出者	利根町議会議員	井原正光
賛成者	同	若泉昌寿
賛成者	同	新井邦弘
賛成者	同	高橋一男
賛成者	同	坂本啓次
賛成者	同	白旗修
賛成者	同	花嶋美清雄
賛成者	同	船川京子

議案第36号利根町暴力団排除条例案に対する修正動議

上記の修正案について、別紙のとおり地方自治法第115条の2及び会議規則第17条の規定により提出します。

1 ページめくっていただきまして

議案第36号利根町暴力団排除条例案に対する修正案

利根町暴力団排除条例案を次のように修正する。

第11条第1項中「町は、中学校（利根町立学校設置条例（昭和52年利根町条例第10条）第2条に規定する中学校をいう。）」を「町は、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校をいう。）」に改め、同条第2項中「青少年の育成に携わる者は、青少年が」を「青少年の育成に携わる者が青少年に対し、」に改め、同項「、青少年に対し」を削り、同項「助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。」を「助言その他適切な措置を講ずることができるよう、町は、これらの者に対し、情報の提供その他の必要な支援又は協力をするものとする。」に改める。

というものでございます。

修正等の理由はそこに簡単に書いておきましたけれども、町は今回新たに暴力団排除条例の制定に当たりまして、この11条関係でございますけれども、特に青少年の育成に携わる者だけでなく、町が支援協力することを規定して、より青少年が犯罪の被害を受けないようにするように規定するものでございます。

審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

これから本案並びに修正案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、修正案が原案に反対者の発言を許します。

次に、修正案が原案に賛成者の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

まず、本案に対する井原正光議員外7名から提出された修正案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決定することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第11、議案第37号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行及び外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第37号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行及び外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第12、議案第38号 利根町都市計画審議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第38号 利根町都市計画審議会条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第13、議案第39号 平成24年度利根町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

7番高橋一男君。

〔7番高橋一男君登壇〕

7番（高橋一男君） 1点だけお伺いします。

県支出金として再生可能エネルギー導入促進事業費補助金が5,000万円、これに対して、この前の説明ですと、この庁舎に太陽光発電設備工事を5,000万円で作るということで、そのほか蓄電池をという説明を受けたのですが、この太陽光発電設備の中身ですね、どの程度の何キロワットぐらいの電気を起こして、その蓄電池はどのような役目をして、どういう内容なのか、その辺がわからないのでお聞かせいただければと思います。

よろしくをお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

今回、本庁舎議会棟の屋上に太陽光発電設備を設置するというごさいます。

発電能力につきましては、毎時20キロワットの太陽光発電設備でございます。

それと蓄電池でございます。こちらは2台設置いたします。1台の容量が9.6キロワットでございます。それを2台設置するというごさいます。

太陽光発電で発電したものを蓄電池の方に蓄電をして、夜それを使うという仕組みで対応するというごさいます。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） 大体説明でわかりましたけれども、もう1点だけ、今の説明の中に蓄電池を2台と、それで太陽光発電から蓄電したものを夜利用するという説明でしたね。そうしますと、夜だけの施設のためなのか、それとも夜以外に使うということはいくつか、その辺、ちょっとお聞かせください。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 説明不足で申しわけございません。

蓄電されたものは、通常の発電事業者から買い取っている電気料を補うということで活用するというごさいます。ですから、夜だけではなくて、常に蓄電したものを活用していくというごさいます。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） 金額的にも5,000万円の事業ですから、どの程度能力があるのか、毎時20キロワットと言っても我々にはどの程度なのかわかりませんが、例えばこの数字というのは、役場の電気量に対して何%ぐらいの割合になるのか、その辺がもしわかれば教えていただきたい。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 本庁舎の電気の契約量ですけれども、250キロ程度の契約を現在しております。ですから、その12分の1程度の発電をこれで補えるというごさいます。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

〔11番白旗 修君登壇〕

11番（白旗 修君） この予算案の中の国庫補助によりますところの放射線対策事業につきましてお伺いします。

一つは、この委託料4,036万9,000円の内訳を教えてください。

それから2番目、これまで町で行ってきました線量調査を執行部として、あるいは対策本部が設けられておりますが、その対策本部では、これまで町独自で行って来た線量調査をどう評価しているのかをお聞きします。

もう一つ、町の放射線対策本部は、この除染実施計画をどういう方針で立てられたのか、この点をお伺いします。

議長（五十嵐辰雄君） 環境対策課長蓮沼 均君。

〔環境対策課長蓮沼 均君登壇〕

環境対策課長（蓮沼 均君） 白旗議員のご質問にお答えします。

まず第1番目の放射線の4,173万6,000円の内訳でございすが、まず、需用費関係で11万円、役務費関係で20万円、委託料関係で4,036万9,000円……。

11番（白旗 修君） 委託料のみだけを説明してください。

環境対策課長（蓮沼 均君） 個々の4,036万9,000円の件ですけれども、測量とか空間線測量関係で1,130万9,200円、空間線量測定で1,534万8,200円、データ整理で63万6,000円、報告書作成で148万4,000円、印刷製本費で7万200円、交通費等で2万円、諸経費30%になりまして887万2,230円、そのトータル消費税が192万2,300円、トータルで4,036万9,000円でございます。

あと2番目が独自の評価ということでごさいます、平成23年の11月2日に放射線の対策本部を立ち上げまして、それで平成23年12月13日に汚染状況重点調査地域を国の方に申

請して、その申請によりまして、これから除染実施計画を立てまして今現在に至っているわけですが、この除染実施計画関係で、利根町として通常はこの計画に沿って行うということで町の方でも進めましたので、その放射線の測定方法とか国の計画に乗って行っております。

その結果、測定方法は国の方針に従って地域指定ではかりまして、その地域指定というのは毎時0.23マイクロシーベルト未満になってしまいましたので、地域指定はその計画では除染の方は行われなくなってしまったと、そのかわりに施設指定ができますので、その施設指定によりまして町の方は除染を行っていくということになってございます。

その施設指定ですが、利根町の方の公共施設または公園関係になりますけれども、学校とかの関係で39カ所を指定しまして、その計画に沿った測定方法をこれから行うわけですが、その結果が毎時0.23マイクロシーベルト以上か未満によりまして、これからの利根町の除染をどのようにやっていくか、これから決定するわけです。

第3番目、本部の方でその実施計画について、ちょっと最後がわからなかったのですが、その質問の内容の方で、本部の方で実施計画をどのように……。

11番（白旗 修君） どういう方針でこういうのをつくったのか。

環境対策課長（蓮沼 均君） 本部の方でこの実施計画書をどのような方針でつくったか。

平成23年3月11日の、福島の方の放射能漏れからいろいろ放射能対策の方を、測定とかいろいろずっと去年やっておりましたが、そこで災害対策本部が平成23年11月2日に解散をして、その後その間に、放射線というものがそのときは問題になっておりますので、利根町の放射線対策本部を同日付で設置し、利根町としてもその当時から国の方でそういう補助金が出るかというのはわからないような状態ではあったのですが、町としても町独自の方で除染の方は考えておりましたので、対策本部を立てて除染をしようということになってございました。

ただ、同時に国の方でも除染ということで、汚染状況重点調査地域というのを各汚染市町村に行わないかという話がございましたので、利根町は、茨城県44市町村ありますけれども、その中で手を挙げまして、茨城県の中では20市町村が採用されたということになっております。

そういうことで、国の方の補助金があるのであれば、町としても行いたいと思っておりましたので、町の一般会計から出すよりは国の方の補助があるということで、そちらで行った方が町の方の財政的にもいいということで、そのように、その計画に乗って町も行ってきたわけでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 白旗 修君に申し上げます。

補正予算の環境衛生費の中の放射線対策事業の範囲で質疑をお願いいたします。

11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） この予算案が果たしていいのかどうかということを検討するために周辺事情も聞いているわけで、これは当然質問の許される範囲だと私は思います。

それで、昨年6月から、今の話によると、町独自で国の方針に従って線量をはかってきたわけですね。それはホームページにものせてあるし、回覧でも月に1回くらい回ってきております。

その住民に既に知らせている線量、今の課長のお言葉で言うと施設中心ですけれども、それを見ますと、平成23年、つまり昨年6月に町独自ではかってきた、そしてことしの6月まで出ています。これは明らかに0.23マイクロシーベルトパーアワーを超えているものはほとんどゼロに近い。そのことは昨年の暮れくらいからの数値からわかるのですけれども、今まで町独自で国の方針、やり方に従ってはかってきた線量の値というものを、どう考えて新しく国の補助でもう1回やり直すというのか、その辺がわからないのです。そこをもう1回教えてください。

議長（五十嵐辰雄君） 環境対策課長蓮沼 均君。

環境対策課長（蓮沼 均君） ご質問にお答えします。

町独自で平成23年6月ごろから独自ではかってまいりました。そのときには結構な数字、1時間当たり0.3マイクロシーベルトあったわけです。1年過ぎまして大分線量は落ちております。ただ、できるだけ町の除染対策本部の方としても、通常的生活はできる範囲ということでわかってはおりますけれども、ただ、もっと通常というか、安全と言ったらいいのでしょうか、そういうレベルにできるだけ放射線を下げるという方針でございますから、町の方で放射線の方をはかったとしても、もっとホットスポットというか、そういう放射線の高いところがあるということもありますので、町ではかって0.23マイクロシーベルト前後だから安心というわけではなくて、より一層除染をするという方針でございますから、こういう国の方の計画でも町でお金を出さないでも国の方の補助ということで除染ができるわけですから、それにのって、できるだけ利根町の放射線の汚染を少なくするというので、この計画に沿って町は除染を行うということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） これは町長にむしろお聞きしたいのですけれども、これはもし国の補助がなくても、今の国のやり方でいけば、まずは4,000万何ぼかかりますね。国の補助がなくてもやるおつもりであったのかをお伺いします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 国の補助は10メートルメッシュということでございますので、町の方としては、その10メートルメッシュということではなくて、もっと大きい範囲でもし国の指定を受けなければやらざるを得ないをだろと、そのように考えておりました。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

〔2番花嶋美清雄君登壇〕

2番（花嶋美清雄君） 再生可能エネルギー導入促進費補助金とありますけれども、これを議会棟と本庁舎につけるといことですのでけれども、これメンテナンス料とか耐用年数とかがわかれば教えていただきたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

先ほど花嶋議員、本庁舎の行政棟の方にはつけませんので、議会棟だけです。それをちょっと訂正させてください。

それとメンテナンスでございますけれども、どのくらいかかるかというのはちょっとわかりませんが、発電量につきましては10年後に5%落ちると言われております。20年後に8%とお聞きをしております。

10年たった時点で、パワーコンディショナーという直流の電流を交流にかえる機械があるのですが、そちらのメンテナンスで持続できないようであれば、その交換をしなくてはならないということは聞いてございます。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

5番（守谷貞明君） この補正についてちょっとお伺いいたします。

歳入の方の雑入に、東京電力へ今まで放射能関係でかかった損害賠償請求の予算が入っていないなと思ひまして、というのは、6月2日朝日新聞によりますと、茨城県は東京電力に今まで放射能対策を県独自でやったもの9億2,000万円、その他、茨城県内の自治体から県分も含めて約20億円の請求がきています。東京電力に今まで利根町が独自に放射線対策で使った食料や土壌などの検査にかかった人件費、検査費用、その他もろもろ、それから、今言った町独自の除染に使ったお金の損害賠償請求が入っていませんが、これはなぜ入っていないのか、今後それを請求する考えがあるのかなのか、お聞かせください。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それではお答え申し上げます。

東京電力に対します放射線対策の経緯につきましては、4月23日付で東京電力の相談センターの副所長と竜ヶ崎の副支社長に本庁までおいでいただきまして、町長から手渡して損害賠償請求をしております。文書でやっております。

細かい数字はちょっと除かせていただきますが、概算で990万円ほど請求いたしました。ただ、東京電力の損害につきましては、国に委員会がありまして、その中で今は一般の住民の方々の損害賠償の指針というのが出ているのですけれども、地方公共団体の指針はまだ定まっておりません。

そのようなことで、それが定まり次第、また改めて損害賠償請求を東京電力の様式にの

っとして請求すると東京電力の方から聞いております。

ですから、国の方の方針が定まりまして、正式に請求をして、東京電力の方から損害賠償の決定がありましたら、予算措置の方をしていくと考えてございます。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 大変結構なことだと思います。一応かかった経費は東京電力に損害賠償をしていくことは当たり前で、ちょっと確認させてください、ちょっと僕が聞き漏らしたので。

この990万円というものの内訳、いつからいつまで、項目、どういう中身で請求されているのでしょうか。わかれば教えてください。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） お答え申し上げます。

内訳でございますけれども、細かい数字はそこまでここに資料がありませんのでお答えできませんけれども、平成23年度分でございます。昨年度の対策が始まってから、平成24年3月31日までの分でございます。

大ざっぱに内訳を申し上げますと、人件費、人件費につきましては毎週各施設をはかりに行ったりする人件費をのせてあります。また、出張関係、そういうものの人件費等をのせてございます。

それから、5階で行っています食品の放射線の検査をやっています機械、それから、住民の方々に貸し出ししております小型の線量計等の購入費、それと布川小学校の一部除染を、U字溝の泥さらいを昨年度行っておりますので、そのような経費等をすべて入れまして、先ほど申し上げました金額になっております。

それと、国の方からいただきました補助金もございまして、その補助金を差し引いた残りの金額を請求してございます。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 今のお答えでよくわかりました。

平成24年3月31日、請求はそこまでですね。今後、そこから以降の発生したさまざまな放射線対策にかかわる費用、人件費も含めて、これは今の話だと国の方針が決まって、東京電力の賠償の仕方、どういう範囲でどういうことをやるんだということがはっきり決まった時点で再度請求するとは思いますが、これは年内の補正に入れるのかどうか。決算までに間に合えば、12月の決算で中に入ると一番いいんですけども、とりあえずこれは来年の3月31日までまとめて請求すると、そういう考えですか。そこだけ聞かせてください。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） お答え申し上げます。

国の方に設置されております、たしか原子力損害賠償審査会とかという会がありまして、そこで損害賠償についての指針を定めております。その委員会におきまして、地方自治体

の損害賠償の指針が定まると伺っております。それが7月ごろとも言われておりますし、決まっております。それが正式に決まりましたから、東京電力の方から請求の様式が送ってくるということになっておりますので、それが来た時点で、その時点までのものをすべて出す予定でございます。

それで、その金額が決定されましてから予算措置をするということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

10番（若泉昌寿君）先ほどの高橋議員の太陽光発電に絡んでお伺いしたいのですが、初日の議会の説明のときに、旧利根中にあります発電機を役場へ移動という説明があったと思います。もし私の聞き違いでしたら済みませんが、それで、利根中の発電機を役場へ移動ということは、先ほど企画財政課長の方から答弁がありましたけれども、毎時20キロワットとか、蓄電池2台とかありましたけれども、それは発電機を役場の方へ移動するわけですから新たな発電機が出てくると思うのです。それは入っているのか、先ほどの説明の中の発電した毎時20キロワットの中に入っているのか、それともまた別個なのか、その点お伺いしたいと思います。

それから、あと移動するには当然経費がかかりますけれども、その経費がどのくらいかかるのか、わかりましたらお伺いしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長師岡昌巳君。

〔総務課長師岡昌巳君登壇〕

総務課長（師岡昌巳君） それではお答え申し上げます。

ただいまの発電機ですが、これは旧利根中学校に設置したものでございまして、旧利根中で廃校になったときに電気をとめてありましたので、そのために防災用の発電機として旧利根中に設置したものでございます。

それを今度、日本ウェルネススポーツ大学で電気の方は通すということでございまして、役場の防災倉庫に移動するというございまして、今回の補正で7ページの款8の消防費の防災費の中で役務費に運搬の手数料ということで1万6,000円でございます。それと、その運搬用の荷車代、移動用の台車ですね、台車と、あと個別の100ボルト、200ボルト用に分電する分電盤の費用を計上してございます。

10番（若泉昌寿君） 勉強不足です。済みませんでした。終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、質疑ありませんか。

それでは、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番白旗 修君。

〔11番白旗 修君登壇〕

11番（白旗 修君） 議案第39号 平成24年度利根町一般会計補正予算（第2号）のうち、国庫の全額補助による放射線対策事業4,173万6,000円は、今後の放射線の除染作業を実施するかどうかを見極めるための空間線量測定作業に係る予算案であります。

私は次の三つの理由によって、この予算案に反対いたします。

1番目、これまでの線量実績値から見て、大規模な除染は必要ありません。本年、2012年6月現在の利根町内の放射線量は、先ほども課長に答弁してもらいましたけれども、ほぼ許容基準値毎時0.23マイクロシーベルトの範囲内に収束中であります。ごく一部の地点や施設に基準値を超える箇所もありますけれども、これも基準値を余り大きく超えるものではなく、線量は日々減少中であります。

公共施設等の線量測定は、昨年6月から今日まで十分に信頼できる方法で町が測定しております。これは先ほどの課長の答弁でも、そうっております。新たな測定は一部の地点を除いては必要ないと考えられます。

私有地についても、ごく一部の場所で基準値を超える地点がありますが、その超過線量は大きな値ではありません。計画されている線量測定作業は、10メートル四方単位にその施設をはかっていく、いわゆる10メートル四方のメッシュによるというやり方ですが、対象施設の測定は、やり方は違いますけれども、既に行われて結果が出ているわけです。つまり、これからやろうとすれば、今までのことが信用できないという形になりますね。これは99%むだな作業であり、むだな歳出になります。

国の補助金であっても、4,000万円を超える金をむだに使うべきではありません。補助金は辞退して福島を除染対策に使う方に回すべきではないでしょうか。

2番目の理由、放射線汚染問題は、感情ではなく科学的根拠に基づき処理すべきであります。町は、住民の情緒的な不安に根拠もなく応じてはいけないと私は思います。この問題は科学的根拠に基づいて処理すべきであります。住民の根拠のない不安には、科学的なデータによって説得するのが町の役割ではないでしょうか。

筑波大学アイソトープ総合センター長松本 宏教授、これは利根町がこの対策本部の顧問をお願いしている先生ですけれども、この筑波大学の松本 宏先生や県立医療大学放射線技術科学科の佐藤 斉准教授も、町の主催の講演会、そのほかの講演会において、利根町の線量レベルでは、除染の科学的根拠はないとはっきり言っております。

一作昨日6月10日月曜日ですけれども、たまたま日経新聞の報道を見ましたけれども、利根町よりはるかに線量が多い、ご承知の南相馬市に産婦人科医院を運営している高橋亮平医師は、妊婦に次のように言っております。根拠なく極度に低い規制値を振り回すのは無責任である。セシウムは体から排出されるから年間3.5ミリシーベルトぐらいまでは心配ないと。南相馬市のあの線量の高いところで産婦人科の先生が、診療をしながらそういうことを言っております。

それから、セシウム137は30年間で半分になるといわれているわけですが、現実のあれは

そんなにかからないでどんどんどんどん減っているということは、これは松本先生の講演会でも言うておりますけれども、要するに部分的なそういう報道で振り回されている部分があるのではないのでしょうか。

日本の空間線量規制値の年間1ミリシーベルトは、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告に基づいた極めて厳しい基準値であります。世界の空間線量の平均値は年間2.4シーベルトと報告されております。南相馬市の産婦人科の高橋医師の言うように、根拠なく極度に低い規制値を振り回すのは無責任と言わざるを得ません。偏った情報に基づく住民の不安を、確かな情報で取り除くことこそが行政の仕事ではないのでしょうか。非常に私には疑問に感じられます。

3番目、百歩譲って仮に除染を実施するにしても、今回の町の除染計画は住民への配慮が不十分であり、不適切であります。今回の除染計画では公共性のない私有地、私有地は除染対象になっておりません。つまり、私有地の除染は計画書には記されておりません。これは極めて不自然な除染計画であり、住民への配慮が見えない除染の考え方です。

先ほど課長は、地域にはないと、地区ごとの線量は低いと、だからやらないと、でも町の施設はやるんだという説明をしておりますけれども、町の施設もいろいろな地区にあるわけです。要するに、環境省の言うとおりにやろうとしているだけの話であって、それによれば、私有地の除染計画は排除されると、そういう計画書になっております。これは非常に住民に対する配慮がないのではないのでしょうか。

町の公共施設でも旧利根中の跡地、旧東文間小学校の跡地、それから、旧日本青年協会跡地、これは除染計画から外されています。ほかの施設と同じように線量はあります。外した理由は、現在使用されていない、あるいは町の施設ではないという理由のようですが、しかし、旧利根中を初め、これらの施設は実質的に現在使っていますね。もし除染するのであれば、こういったところももちろん除染の対象にすべきであります。

何と云っても、私はこういう除染をやることは必要ないということですが、百歩譲って除染をするにしても、極めて不完全で住民への配慮が欠けた計画書であり、私はこの予算案に対しては、その意味で反対するものです。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

8番井原正光君。

〔8番井原正光君登壇〕

8番（井原正光君） 私も反対の立場で討論をいたしたいと思っております。

今まで町の説明を聞いておまして、まず感じたことは、公共施設を優先的にやると、それで子供の安心・安全を、健康を守るんだということですが、子供たちの住環境というのは、別に公共施設に限ったことではないので、一般家庭にも長く生活するわけにありますから、当然、民地も線量が高いか、低いかわかりませんが、その辺を十分にはかるべき

であると私は思っております。

これまでも私は一般質問の中で、さきに示された国の基準と申しますか、調査方法が500メートルメッシュを組んで調査しろというお話を聞きました。500メートルというと大分あります、団地で言うと二、三十軒に1点、田舎にしても宅地はひろいのですけれども、それでも10軒に1点くらいあるだろうと、その中で私が測量した中では、道路においても1.8ミリシーベルト以上、あるいは宅地の雨水が流れている下などでは3.0から3.8マイクロシーベルト以上あるんですね。そういうところがあるのですから、今回、そういうところを見越して国も10メートルピッチで細かく調査しろよということでもやられたと思うのですけれども、町の方では依然として公共施設しかやらないと。

これでは住民の健康は守れない。特に今後生きていく子供たちの健康は守れないということで、私は非常に不満を持っているところでございます。

それから、もう一つは、今ちょっと感じたのですが、昨年の11月2日対策本部が設置されたということでもございますが、今まで6カ月以上たっているんですね。一生懸命国との調整はして、要するに補助金をここに計上している、こういった国の補助金を得ようとして一生懸命やってきた努力はあるのですけれども、では町としてそういう線量の高い利根町をどういうふうに低くするかという、そういう努力が足りない。町としての今回示された除染計画では非常に私は不十分だと思わざるを得ない。

その一つの例を挙げれば、今、塵芥処理場における焼却灰が非常に高い。高いということは、既に個々の家から出されているごみ等において、相当高い放射能が落ちていて、濃度が高いのではないかと私は思っております。

ということで、利根町は非常に緑地が多いところでございますので、私なども今から徐々に去年の落ち葉や、あるいは樹木等を切って出そうと思っているのですけれども、そういったごみに出すところの指針が町の方で示されていないということが、大変私は不安に思っています。やはり町としてはそういった指針を出して、こういうふうに出すべきだと、あるいは高いからこれは少し待ってくれよと、そういったことで、ごみ処理場の方と常に連絡し合った中で、町としての独自のそういった除染方針を、計画を個々に私は示すべきだと思っております。

そういった意味で大変国の対応はさることながら、利根町の対応が非常に遅いということで、この予算案に対しては、もっと細かく住民に除染に対する指針を出してほしいと、そういう要望も含めて、この案に対しては反対をいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 原案に反対者の発言を許します。

10番若泉議員に申し上げます。

先ほど賛成者がおりませんでしたので、それでは、10番若泉昌寿君。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

10番（若泉昌寿君） 私も反対の立場で討論を短くさせていただきます。

先ほど白旗議員、さらに、ただいま井原議員がおっしゃったように、利根町放射能0.23マイクロシーベルト以上は出ていないのが現状でございます。なおかつ今度の調査は、井原議員も白旗議員もおっしゃっていましたが、公共施設に限りやるわけです。それで、この公共施設に限って調査して大丈夫だということが出てしまうと、じゃあ利根町全体が大丈夫なのかと、そのように町民の方も錯覚するのではないかと私は思っております。

ですから、今度の予算に関しましては、再度改めてもう少し考えて調査していただきたいと、そういう理由から私は反対の立場で討論させていただきます。

議長（五十嵐辰雄君） 原案に反対者の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第39号 平成24年度利根町一般会計補正予算（第2号）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前11時38分休憩

午前11時50分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第14、請願第3号 東海第二原子力発電所の再稼働を認めず、廃炉を求める意見書提出を求める請願を議題とします。

本件について、放射能等災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

放射能等災害対策特別委員長井原正光君。

〔放射能等災害対策特別委員長井原正光君登壇〕

放射能等災害対策特別委員長（井原正光君） それでは、報告をいたします。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定をいたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告をいたします。

受理番号3。

付託年月日、平成24年6月5日。

件名、東海第二原子力発電所の再稼働を認めず、廃炉を求める意見書提出を求める請願審査の結果、不採択でございます。

審査の結果等についてもう少し申し上げたいと思います。

付託された案件につきましては、6月11日午後2時から委員会を開催いたしました。この請願の内容は次のようにまとめられるかなと思っております。

東海第二原子力発電所の過酷な事故を想定し、避難対策また放射能対策の計画策定のほか、廃炉について、国、県、事業所に求めること。また、老朽化しているため再稼働を認めないことなどと思います。

委員からは、内容についてはもっともだとする意見がある一方で、長期的には脱原発という方向であろうが、東海第二原子力発電所の再稼働は十分な安全対策がとられると証明できれば絶対に危険というわけではない。地元自治体も首長と議会の意見が分かれている状態で、請願の言うとおりにする必要はないという意見がございました。

審査の結果、当委員会は全員不採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、採択に反対者の発言を許します。

次に、採択に賛成者の発言を許します。

5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 不採択に賛成……。

10番（若泉昌寿君） 採択に賛成。

5番（守谷貞明君） 不採択に賛成。

議長（五十嵐辰雄君） 守谷議員、もう一度繰り返します。

まず、採択に反対者の発言でございます。

次に、採択に賛成者の発言です。

5番（守谷貞明君） 不採択ですから……原案賛成、だから採択してほしいということ。

6番（坂本啓次君） そうでなくて、不採択にしたからという……。

議長（五十嵐辰雄君） ご静粛に願います。

守谷議員に申し上げます。

ですから、採択に賛成か反対かです。

それでは5番守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

5番（守谷貞明君） 請願の採択に賛成の立場で討論いたします。

私は、今回、請願が出た中身、趣旨に賛成です。

なぜ賛成かという、今、反対の理由の中に上げられていた1番が、安全性が確保されれば再稼働に問題ないということをおっしゃいました。安全性はいつ、だれが、どうやって確保したという証明があるのですか。

今回の大飯原発でも安全性が問われているんですよ。ところが暫定的な、ことしの夏の電力ピークに電力が不足するから暫定的な安全基準で、とりあえず稼働させましょうという話なのですね。ですから、国民の多くの方々が反対しているんですよ。あれは6割近い人が再稼働反対なのですね。ただ地元周辺のところは、経済性だとか雇用だとか、そういう問題で賛成する方が多いです。

今回も東海村が賛否があるのは、そういうことなんです。経済性と雇用なんですね。それ以外の方々は、原子力でもって食べていない、生活していない人たちは、ほとんどが反対なのです。なぜか、安全性が問われているわけですよ。

今回の原子力災害を見てくださいよ。東電の原子力発電所、爆発しました。どれだけの人が悲惨な目に遭っていますか。地域は離散、家族は離散、酪農家は自殺した人まで出てきていますね。このくらい悲惨な目に遭うのですよ。ひとたび原子力が爆発すると。これも日本の原子力安全委員会や経産省は何と言っていましたか。最悪の事態に備える必要はない、そんな津波は来ない、だから、そんな事態を想定する必要はないと安全神話をつくってきたんですよ。

そうしたら、その安全神話が崩壊したんです。だれも責任とらないでしょう。それを言った原子力委員会や保安院の人も、とりましたか、彼らは原子力のポストについているじゃないですか。それをとっていないのですよ。とらされたのは周辺の住民です。

家畜はどうなりましたか。牛舎につながれたまま死んだ牛いっぱいいます。豚もいます。ペットもいます。人間はみんなそれぞれ住めなくなったところもあります。こんなことが起こっているんです。

いいですか、その中に原子力は経済的にすぐれている、コストパフォーマンスがいい、とんでもない、ひとたび事故が起こったら原子力ほど高くつくものはないのですよ。東電に税金幾らつぎ込みましたか。2兆3,000億円、最近また1兆円追加ですよ。この金、だれが払うのですか。全部国民ですよ。その結果どうなったか。電力料金の値上げにはね返ってきたのですよ。

いいですか、こんな高く不安定で危険なもの、何で存続させる必要があるんですか。しかも、東海第二原発は、福島東電の原子力発電所よりももっとも人口密集地に近いのですよ。ひとたびあそこで事故が起こったら、いいですか、100万人以上の人をどうやって避難させ、退避させるのですか。そんなこと不可能ですよ。

そういうことまで想定して皆さんは再稼働に賛成されているのですか、僕にはとても信じられない。安全性の問題、経済パフォーマンス、経営・・・、それすべて考えて、でき

るだけ早く脱原発、再生可能エネルギーの方向に転換すべきいいチャンスなんです、今。

産業界の要請、確かにある。当面は安い電力くれよと、世界との競争でコストが高くなるから困ると、だから当面は、まだ再生エネルギーでコストダウンするまではとりあえず原子力使って安い電力くれよと言っているよ。そのとおりですよ。

でもそうやって今まで走ってきて、今回の事故が起こったんです、安全神話をつくったんですよ。産業界の要請もかなりありましたよ。安い電力が欲しい。でなかったらよその国もみんな原発やっているんだから、国際競争力で立ち行かなくなってしまう。高い電力を使ったらコストパフォーマンスが悪くなる、そういう理由も大きな理由だと。

でもその結果、だれがつけを払うのですか。最後は国民と周辺住民です。

私はできるだけ早く、今ちょうどいい機会なので、これを見直すためにぜひ33年もたつて安全性の保証が何一つされていない、東海第二原発の再稼働には絶対反対です。

議長（五十嵐辰雄君） 採択に賛成者の発言を許します。

10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 私は守谷議員と反対です。

議長（五十嵐辰雄君） 討論はありませんか。

10番若泉昌寿君。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

10番（若泉昌寿君） 改めて請願が出されましたよね、それに対して、私は反対の立場で討論させていただきます。それでよろしいのですね、間違いありませんね。

議長（五十嵐辰雄君） 大丈夫です。

10番（若泉昌寿君） ただいま守谷議員の方からるる力説がありまして、絶対にこれは反対すべきだと、そういう立場の討論がありました。私はその逆の立場で請願に対して反対の討論をしたいと思います。

確かに原発、去年の3月11日に爆発を起こしまして、それまでは国民の大方は原子力発電所に対して、それほど危険じゃないのかなと、そのようにいた国民が大半の方だと思います。私もそのように思っていました。

しかし、原子力発電所が事故を起こしまして1年数カ月たちましても、まだこのような状況ですので、基本といたしましては、将来的に基本といたしましては、私は原発はすべて廃止すべきだなど、そのような考えは持っております。

しかしながら、今の現状ですと電力不足、そういうことが起きております。ではこの電力不足を解消するにはどのようにしなければいけないのか、すぐには解消できないと思います。これから国の方がしっかりと検討していただきまして、例えば太陽光発電をさらに開発するとか、水力発電もやらなければいけないとか、火力発電所が一番早い近道かなと思いますけれども、最近は言われておりませんが、火力発電所をやるとどうして温暖化が起きてしまいます。温暖化が起きるといことは、京都議定書でも数年前に協議されま

したけれども、この地球温暖化が起きますと、この地球全体がいろいろな面で支障が出てきます。

そういうことを避けるためにも、火力発電所というものは、私はこれ以上はふやさない方がいいのかなと考えている一人でございます。

ですから、このところ、例えばの話、大飯原発ですか、稼働するような方向性になっておりますが、稼働するに当たりまして、先ほど言いましたけれども、本当に国の方が原発に関して安全の上に安全をよく確かめて、その上で稼働していく。それでさらにこれからの発電はどのような方向で持っていくのか、風力発電もあります、そういうことも視野に入れて最終的には原発はなくしていかなければいけないのかなと、そう考えている私は一人でございます。

それで、先ほど井原委員長の方からも言われましたけれども、東海村の首長は反対、しかし村議会の方はその逆の立場であります。それはいろいろな考えがあります。さらに、今、県議会が開かれておりますが、県議会の中で防災環境商工という委員会があります。その中でこの東海のまさにこれを審議しました。その結果、やはり不採択という結論が出ました。まだ県議会の方は開催中ですから、最終日には恐らく同じ請願が不採択になるのかなと、私はそのように思っております。

いずれにいたしましても、これからすぐに廃炉とか、再稼働かと、すぐにやるということではなく、よくこれから調査して、それで安全には安全を確認した上で、その上でなら稼働してもいいのかなと。今すぐ廃炉とか、そういうことは考えなくてもいいのかなと思っている一人でございます。

以上で終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 採択に反対者の発言、ありませんか。

次に、採択に賛成者の発言ありませんか。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、請願第3号 東海第二原子力発電所の再稼働を認めず、廃炉を求める意見書提出を求める請願を採決します。

請願第3号に対する委員長報告は不採択です。

お諮りします。

請願第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） それでは、この内容でございますが、請願第3号は委員会では不採択です。ただ議会で採決する場合は、請願に対して反対か、賛成か……。

10番(若泉昌寿君) 委員長が不採択だから不採択だよ。

議長(五十嵐辰雄君) 違うんです。これは議事の方としましては、この逆のような解釈ですが、繰り返しますけれども、請願第3号は特別委員会では委員長報告は不採択です。ですから反対ですね。ただ、議場で表決する場合には、第3号の採択する場合には賛成か反対かです。ですから、賛成か反対、採択か不採択です。

お諮りします。

10番(若泉昌寿君) 議長、ちょっとあれしますけれども、請願に対して反対か賛成、それをやればいいわけですね。

議長(五十嵐辰雄君) はい、そうです。

では申し上げます。

請願第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(五十嵐辰雄君) 起立少数です。したがって、請願第3号は不採択とすることに決定しました。

議長(五十嵐辰雄君) 日程第15、常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(五十嵐辰雄君) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(五十嵐辰雄君) 日程第16、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(五十嵐辰雄君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、組合・企業団議員から組合・企業団議会の報告について発言を求められておりますので、これを許します。

まず、稲敷地方広域市町村圏事務組合議員新井邦弘君。

〔稲敷地方広域市町村圏事務組合議員新井邦弘君登壇〕

稲敷地方広域市町村圏事務組合議員（新井邦弘君） 皆さんこんにちは。稲敷地方広域市町村圏事務組合からは1点だけの報告になります。

平成24年4月17日2時から、組合議場におきまして第1回の臨時議会が開催されました。

その主な議題としては議長選挙でありまして、龍ヶ崎市の鴻巣議員が議長に選出されました。

以上、この1点だけです。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、茨城県南水道企業団議員若泉昌寿君。

〔茨城県南水道企業団議員若泉昌寿君登壇〕

茨城県南水道企業団議員（若泉昌寿君） それでは、県南水道企業団の報告をいたします。

第1回の議会がありまして、議長に取手市の佐藤隆治氏が議長として選任されましたので、報告いたします。

議長（五十嵐辰雄君） 組合・企業団議員からの報告が終わりました。

続いて、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） 平成24年第2回定例議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

6月5日から本日までの9日間にわたり行われました今期定例会も、ここに全日程を終了し、閉会を迎えることになりました。

議員の皆様方には、慎重なるご審議をいただきました結果、ご提案申し上げました案件、議案第36号第11条第2項を除き、すべてにつきまして原案のとおり可決並びにご承認をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

また、本定例会期間中、議員の皆様方からいただきましたご意見やご提言等につきましては、今後の町政運営の参考とさせていただきたいと考えているところでございます。

今期定例会の冒頭でも申し上げましたが、福祉、医療、子育て支援や農地整備、都市生活基盤づくり、環境、廃棄物減量、商業の活性化、教育の充実など重要な課題が山積しているのも事実でございます。

また、時折余震が起きる中において、3・11の大震災の教訓を踏まえた防災体制等の見直し、充実なども早急に対応していかなければならない大変重要な課題であると強く認識し

ているところでもございます。

利根町を取り巻く環境は依然として厳しいものがありますが、今後におきましても引き続き町民の皆様方のご意見、ご要望をお聞きしながら、また、事業の必要性や緊急性、そして費用対効果等も十分に考慮しつつ、町政運営に努めていきたいと考えておりますので、議員の皆様方にも何とぞ、今後ともご理解とご協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

9日間ということでしたが、大変ご苦労さまでございました。

議長（五十嵐辰雄君） 発言が終わりました。

議長（五十嵐辰雄君） 以上で、本定例会の議事日程は全部終了しました。

これをもちまして、平成24年第2回利根町議会定例会を閉会します。

なお、平成24年第3回定例会は、平成24年9月3日月曜日の開会を予定しております。

お疲れさまでした。

午後零時17分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 五十嵐 辰 雄

署 名 議 員 守 谷 貞 明

署 名 議 員 坂 本 啓 次